

まちづくり評価委員会の会議の傍聴に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものです。

(会議公開の原則)

第2条 委員会は、原則として公開します。ただし、委員長は、委員会の議を経て、会議の全部または一部を非公開にすることができます。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とします。

2 傍聴希望者が前項の定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(傍聴章)

第4条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければなりません。また、傍聴を終え退場するときには、傍聴章を返却しなければなりません。

(委員会の資料)

第5条 委員会に提出した資料は、原則として配付します。ただし、配付部数に制限がある資料や会議開催の都度使用する資料、その他内容により、貸し出しになる場合があります。

(傍聴の制限)

第6条 次のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。

- (1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと思われる物を持っている人
- (2) 酒気を帯びている人
- (3) 以上のほか、会議を妨害し、または他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある人

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 委員会委員の発言に対し、拍手、その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑って騒ぎ立てたりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用して、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気、その他やむを得ない理由により、委員長の許可を得たときは着用できます。
- (5) 飲食や喫煙をしないこと。

(6) カメラやビデオ機器等による撮影や録音機器による録音、コンピューターの使用はしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は除く。

(7) むやみに席を離れないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 前条の規定に違反した傍聴者に対し、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴者を退場させることができます。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行します。

(別記様式)

No.
まちづくり評価委員会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)